


2021年8月22日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿


 熊本県労働組合  
 議長 榎本
 

## 2022年熊本地方最低賃金審議会による最低賃金改訂額答申に対する異議申出

熊本地方最低賃金審議会が熊本労働局長に答申した「32円引き上げ、853円とする」という2022年の改定額に対し、以下の理由から異議を申し出ます。

中央最低賃金審議会がABランク31円、CDランク30円引き上げの目安を示し、それにもとづき熊本地方最低賃金審議会でも議論がされ32円引き上げて853円とする答申がされました。過去最高額の引き上げということと、目安を上回る改定額を答申したことに対しては一定の評価をします。しかしながら853円という改定額は私たちが求める1500円には程遠い水準であり、「人間らしく暮らせる賃金」からは大きくかけ離れ、地域間格差もほとんど縮まっておらず不十分と言わざるを得ません。

時給853円では1日8時間、月22日就労したとしても年収約180万円にしかならず、ワーキングプア水準を脱することはできませんし、物価上昇分を補うこともできません。これでは病気や怪我等で就労出来なくなった場合、直ちに生活困窮に陥ってしまいます。また、郊外の自治体と懇談した際にも「時給1000円にしても求人が埋まらない」という声が多く聞かれるように、地域間格差が大きい現在の最賃制度が都市部への人口流出に拍車をかけていることも事実です。

一方、世界に目を向けると、イギリスでは4月から約1473円、フランスでは5月から約1425円引き上げられ、ドイツでは10月から約1576円へと大幅に引き上げられます。また、いずれも全国一律であり、日本のように地域別最賃であるのは全世界でわずか4カ国しかありません。このようにコロナ禍や物価高騰においても、労働者の生活と地域の経済を守るために最低賃金の大幅な引き上げが行われています。我が国においても、経済活動の停滞状況がますます深刻になっているときだからこそ、正規・非正規の区別なく、労働者が安定した収入を得て、健康で文化的で、幸福な生活を実現できるよう、全国一律で最低賃金を大幅に引き上げることが求められています。

この20年、主要先進国の中で日本だけ実質賃金が上がっていないことがメディアでも大きく取り上げられるようになってきました。こうしたことも受け、岸田首相も一旦は「新しい資本主義」へと転換する経済政策を打ち出さざるを得ない状況となっています。また、財界・大企業の一部からも「早急に全都道府県で1000円以上とし、数年後には1500円まで引き上げることも視野に進めるべき」という提言が出されており、経済を好循環させるには賃金の引き上げが不可欠なことは明らかです。

我が国では最賃制度が導入されて以来、最低賃金の引き上げ額を審議する際は企業の「支払い能力論」に縛られています。これも日本特有の状況であり、そのことが引き上げの大きな障壁となっていますが、諸外国のように労働者の生活を守る賃金を保障するために企業への支援を強化することも同時に議論されるべきではないでしょうか。ぜひ、熊本地方最低賃金審議会として、中小企業支援策を真剣に議論し提起していただくことを求めます。

例えば、フランスなどで取り組まれたように最低賃金を引き上げる中小企業に対して社会保険料の事業者負担を減免する。さらには、消費税を減税するとともに、免税対象を以前の年収3000万以上戻すというような税制対策です。その財源は、5兆円を超える防衛費を削減するとともに、莫大に貯め込まれた大企業の内部留保に課税すれば生み出すことは可能です。同時に、最低賃金の引上げ等に伴い、買いたたき、減額、支払遅延などといった親企業による中小事業者等への不当なしわ寄せが生じないよう、取引の公正化を推進することも必要と考えます。

健全な経済の再生には、賃金を引き上げて消費を喚起することが欠かせません。コロナ禍と物価高騰を乗り越え、格差と貧困を解消するため、全国一律の最低賃金1500円の実現にむけて再審議していただくことを強く要望します。

以上



2022年8月22日

熊本労働局  
労働局長 新田 峰雄 様



熊本県医療介護福祉労働組合連合会  
執行委員長 一二三 美  
住所 熊本市中央区神水1-20-  
電話番号 096-340-00

## 2022年度熊本県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月5日、熊本地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を32円引き上げ、853円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

私たちは、労働者・国民の生活不安と切実な声を背景に、コロナ禍の今だからこそ、大幅な引き上げが必要と訴えてきました。答申は、中央最低賃金審議会から示した目安30円を2円上回るものでありますが、最低賃金法の「賃金の低廉な労働者の生活の安定を図り、経済の健全な発展に寄与する」目的を果たさず、労働者・国民の生活の先行き不安を払拭させるものにはなりません。

コロナ禍や地震・豪雨などの自然災害による影響が続く中、32円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、答申された金額では、月に155時間働いたとしても132,215円、年158万円程度にしかならず、今回の答申に対し、意義を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の熊本県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

### 記

1. 全労連と地方組織は、全国で「最低生計費試算調査」を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円（時給1500円）以上必要であることを明らかにしてきました。最低賃金額はこの結果にかなう水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京1,072円と熊本県との差は219円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上より、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

# (案)

熊賃審発第 号  
令和 4 年 8 月 日

熊本労働局長  
新田 峰雄 殿

熊本地方最低賃金審議会  
会長 高峰 武

## 最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策等について（建議）

熊本地方最低賃金審議会は、標記に関し、下記のとおり最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

### 記

最低賃金の引上げとそれを支援する各種施策は車の両輪である。については、次の事項が実現されるよう要望する。

#### 1 最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策の拡充

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化、燃料費や原材料費の高騰等の影響を踏まえ、政府における最低賃金・賃金引上げに向けた支援施策について、一層の拡充と迅速・適切な実施に向けて、厚生労働本省や熊本県等関係行政機関に働きかけを行うこと。

特に、「業務改善助成金」については、これまで以上に制度の周知徹底を図り、より一層活用促進に努めるとともに、さらに申請しやすい制度となるよう手続きの見直し、迅速な支給決定等、雇用の維持に取り組む企業への支援を充実させること。

なお、支援の拡充に当たっては、賃金水準が相対的に低い地域に対して、重点的に実施されるよう強く要望する。

#### 2 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上や取引適正化を通じて各企業が賃金引上げの原資を確保できるよう「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」の取組や価格転嫁への国民及び事業者の理解を促す広報活動の実施など賃金引上げに向けた環境整備を推進するよう政府に対し強く要望する。

また、賃金引上げが円滑に実施されるよう賃金引き上げを行った企業に対する優先的な政府調達、税制・社会保障面での優遇など中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を推進するよう要望する。